

平成25年7月19日

関係団体各位

広島県環境県民局長

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
産業廃棄物対策課

廃棄物処理法に係る出張講習のご案内

県の廃棄物行政の推進については、平素からご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物の諸課題に対応するため、平成22年5月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）が一部改正され、平成23年4月から施行されて2年が経過しました。

法改正では、建設廃棄物の元請業者への処理責任の明確化、建設廃棄物の事業場外保管の届出制度の創設等、建設業に関係した改正が行われています。

こうした状況から、法の内容を正しく理解し、産業廃棄物の適正な処理を推進していただくため、講習の要望がある団体等に講師を派遣する「出張講習」を、一般社団法人広島県資源循環協会に委託して行うこととしました。

出張講習を希望される場合、別紙申込書を、一般社団法人広島県資源循環協会まで、FAX又は郵送により送付してください。

なお、出張講習の開催回数は、10回程度を予定しており、要望団体が予定回数を越えた時点で受付を締め切らせていただきますので、お早目の申込みをお願いします。

1 開催時期・場所・人数

開催時期 平成25年8月～平成26年2月
開催場所 要望団体の指定する場所（広島県内）
受講人数 30～50名程度

2 講習内容

- 廃棄物処理法の概要及び排出事業者責任の徹底について

3 講習時間

1時間程度

（申込・問合せ先）

一般社団法人 広島県資源循環協会
〒730-0052 広島市中区千田町 3 丁目 7-47
（広島県情報プラザ4階）

TEL082-247-8499 FAX082-247-9719

「出張講習」受講申込書

【団体名】

【担当者】

【TEL】

【FAX】

【開催時期】

【受講予定人数】

【開催要望場所】（〒 ）

【その他要望事項】

〒730-0052 広島市中区千田町3丁目7-47（広島県情報プラザ4階）

一般社団法人広島県資源循環協会 宛

FAX 番号 : 082-247-9719

※開催回数に限りがありますので、お早めにお申込みください。